漁　業　権　行　使　規　則

裾花川水系漁業協同組合内共第３号第５種共同漁業権行使規則

（趣旨）

1. この規則は、この組合の有する内共第３号第５種共同漁業権（以下「内共第３号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

1. 内共第３号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁

を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　漁 業 の 名 称 | イ　漁　業　の　方　法 | ウ　　資　　　　格 |
| あ ゆ 漁　業 | 竿釣、投網 | 組合員であること。 |
| こ　い　漁　業ふ　な　漁　業うぐい　漁　業おいかわ漁　業うなぎ　漁　業かじか　漁　業にじます漁　業やまめ　漁　業いわな　漁　業 | 竿釣、たも網、投網 | 組合員であること。 |
| 瀬　付 | ５年以上組合員であること。 |

２　前項の漁業を営む権利を有する組合員が、死亡した場合においてその相続人（相続人が２人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めた時は、その者）が組合員となったときは､その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

３　前2項の規程にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

　(経営の委任の禁止等)

第３条　前条第１項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利を譲渡若しくは貸付又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第４条　次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数、又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを営んではならない。ただし理事は、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認めた場合は、漁業の方法、統数、若しくは規模、区域又は期間をさらに制限することができる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ア　漁業の名称 | イ漁業の方法 | ウ　統数又は規模 | エ　区　　　　　　域 | オ　　期　　　　　　　　間 |
| あ　ゆ　漁　業 | 竿　釣 | １人１本 | 内共第３号漁業権の漁場の区域全域。ただし、別表に掲げる区域を除く。 | 組合が公示する日時から９月３０日まで、ただし友釣り以外の漁具、漁法は別砕公示する日時から９月３０日まで。 |
| 投　網 | 網目こま１２ミリメートル以上１人１統 |
| こ　い　漁　業ふ　な　漁　業うぐい　漁　業おいかわ漁　業うなぎ　漁　業かじか　漁　業にじます漁　業やまめ　漁　業いわな　漁　業 | 竿　釣 | １人２本以内 | 　こ　い　漁　業　　周　　年　ふ　な　漁　業　　周　　年　うぐい　漁　業　　周　　年　おいかわ漁　業　　周　　年　うなぎ　漁　業　　周　　年ただし、長野市戸隠参宮橋より上流ついては３月第２日曜日解禁時から９月３０日までにじます漁業　　　　周　　年ただし、１０月１日から翌年３月第２日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。やまめ　漁　業　いわな　漁　業　　　３月第２日曜日解禁時から　　　　９月３０日まで。　かじか　漁　業　５月１６日解禁時から９月３０日まで。 |
| 投　網たも網 | 網目こま１２ミリメートル以上１人１統 |
| 瀬　付 | １人１統 |

２　前１項のただし書の制限をしようとする場合は、理事は漁業の方法・統数を定めてこれを公示する。

(当該漁業を行う者等の決定)

第５条　理事は、第２条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む資格のある者のうちから当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容となる事項を定めなければならない。

（勘案事項）

第６条　理事は、前条の定めをする場合には次の事項を勘案して行なうものとする。

　　　（１）その者の当該漁業に対する生活依存度

　　　（２）その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度

　　　（３）その者の当該漁業の経営能力

(全長制限)

第７条　次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定するものはこれを採捕してはならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 大　　　き　　さ | 名　　　称 | 大　　き　　さ |
| こ　い | 全長１８センチメートル以下 | う　な　ぎ | 全長３０センチメートル以下 |
| ふ　な | 全長１０センチメートル以下 | に じ ま す | 全長１５センチメートル以下 |
| うぐい | 全長１０センチメートル以下 | や　ま　め | 全長１５センチメートル以下 |
| おいかわ | 全長　８センチメートル以下 | い　わ　な | 全長１５センチメートル以下 |
| かじか | 全長　５センチメートル以下 |  |  |

(漁業権管理費の負担)

第８条　内共第３号となっている漁業を営む組合員は、内共第３号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。



３微収時期及び微収方法は、総会又は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する処置)

第９条　内共第３号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

　２　内共第３号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

　(雑則)

第１０条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は規約で定める。

(附則)

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

長野県指令２５園畜第８９７号の８（行政庁の認可平成２５年(2013年)年１２月６日）

別表

①　禁漁区域

|  |  |
| --- | --- |
| ア　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　域 | エ　　　　期　　　　　　　　　間 |
| 奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで（三枚沢を含まない）及びダム放水口から下流３０メートルの間。 | 周　　　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里大佐出沢の全域 | 周　　　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里クルワド沢の全域 | 周　　　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里濁川の本流及び支流 | 周　　　　　　　　年 |

1. 投網禁止区域

|  |  |
| --- | --- |
| ア　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　域 | イ　　　期　　　　　　　　間 |
| 長野市鬼無里西京堰堤より上流の裾花川本支流全域。 | 周　　　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里小川本支流全域。 | 周　　　　　　　　年 |
| 長野市戸隠折橋より上流の楠川本支流全域。 | 周　　　　　　　　年 |
| 長野市戸隠ウズクマ川本支流全域。 | 周　　　　　　　　年 |

長野市裾花川本流の旭山橋（長野市里島）と長安橋（長野市安茂里）の間。（生育調査及び

外来魚駆除等の為組合事務所の許可必要）

（組合員行使権の行使状況等の報告）」

　第11条　第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び魚種別増殖実施量について、毎年３月末までに、組合に報告しなければならない。　　　　　　　　　　　　　２　前項の規則は、組合において行使状況を把握している、若しくは直接把握することができる事項においては省略することができる。

この規則は、令和６年（２０２４）１月１日から施行する。

（行政庁の認可日　令和　年￥（２０２Ｘ）　月　日